

防災県土整備企業常任委員会提出資料（県土整備部）

平成26年5月26日

【企画総務担当】

- (1) 平成26年度県土整備部組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- (2) 平成26年度県土整備部幹部職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-5
- (3) 平成26年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-11

【公共事業総合政策担当】

- (1) 三重県建設産業活性化プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- (2) 入札・契約制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-5
- (3) 公共工事における総合評価方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-11
- (4) 三重県公共事業評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-15

【道路整備担当】

- (1) 幹線道路網（高速道路網・直轄国道）の整備・・・・・・・・・・ 3-1
- (2) 県管理道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-5
- (3) 道路の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7

【流域整備担当】

- (1) 河川の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
- (2) 砂防・ダム of 整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5
- (3) 港湾・海岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-9
- (4) 河川・砂防・港湾・海岸の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-13
- (5) 下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-15
- (6) 災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-19

【住まいまちづくり担当】

- (1) 都市計画の概要と都市計画事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1
- (2) 景観まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-5
- (3) 建築開発行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-7
- (4) 建築物の耐震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-9
- (5) 県営住宅の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-11

県 土 整 備 部

平成26年度県土整備部組織機構

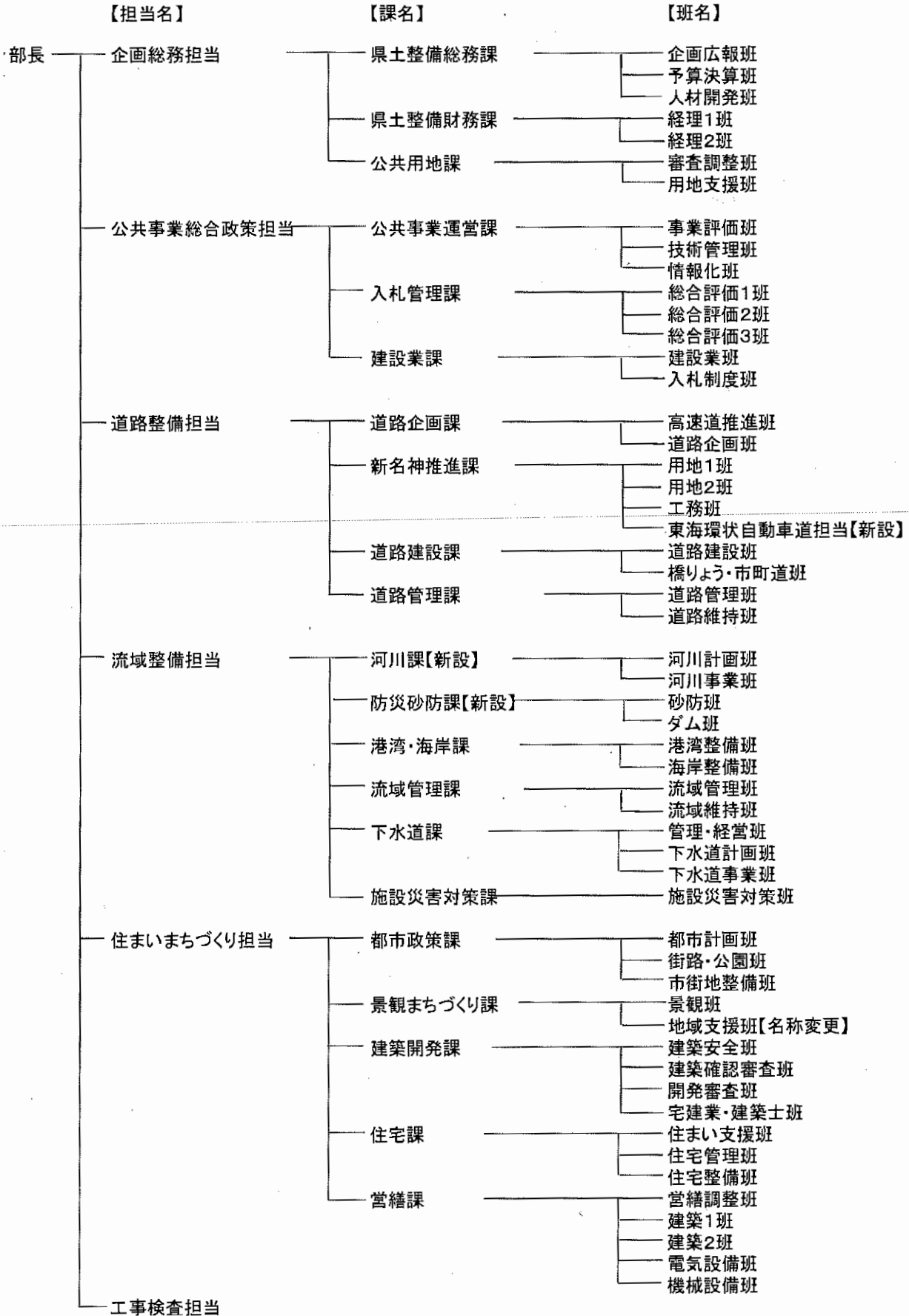
(本庁)

<河川・砂防課の再編>

○ 現行の「河川・砂防課」を「河川課」と「防災砂防課」に再編

<東海環状自動車道担当の新設>

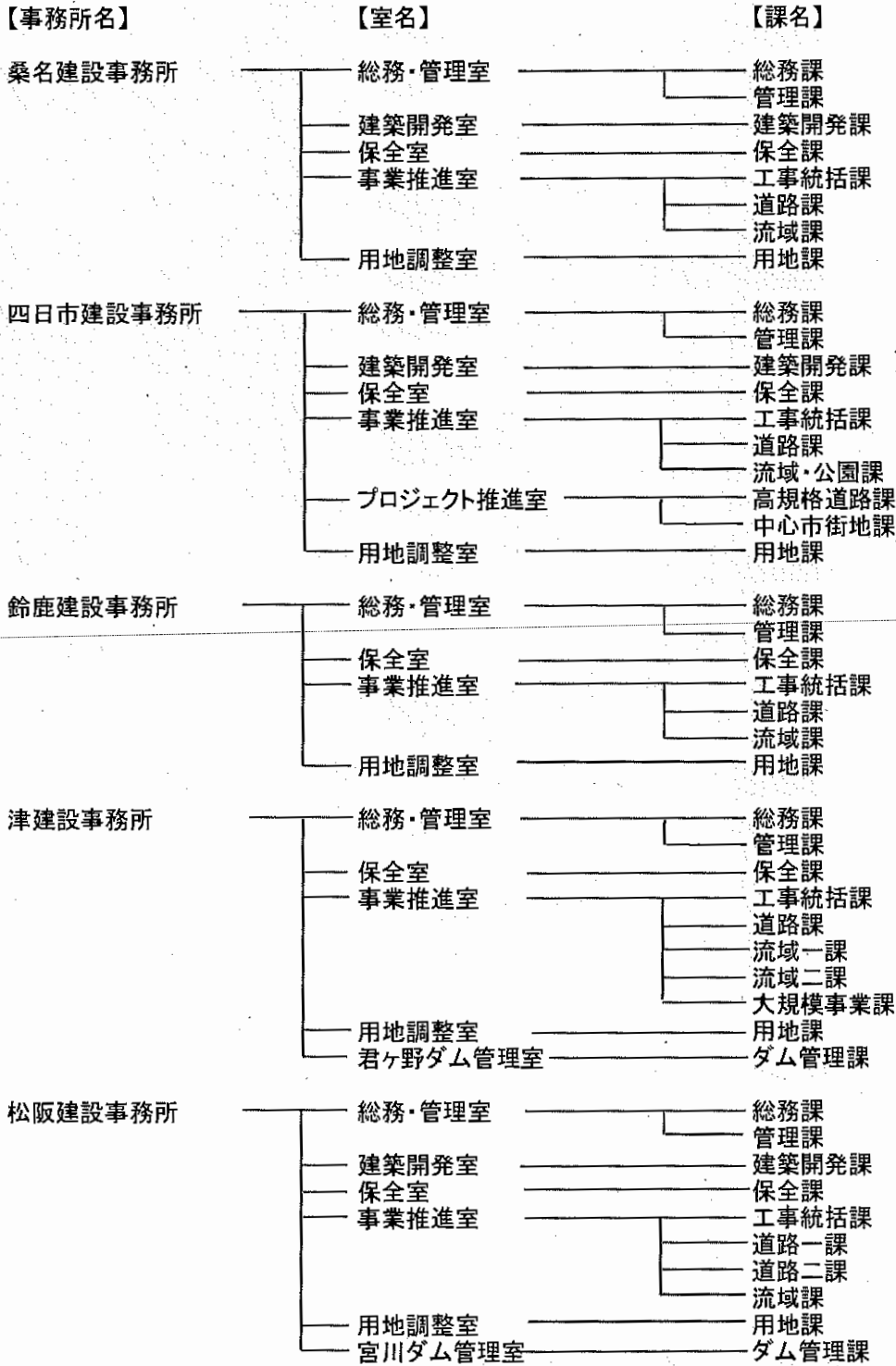
○ 「新名神推進課」に「東海環状自動車道担当」を新設



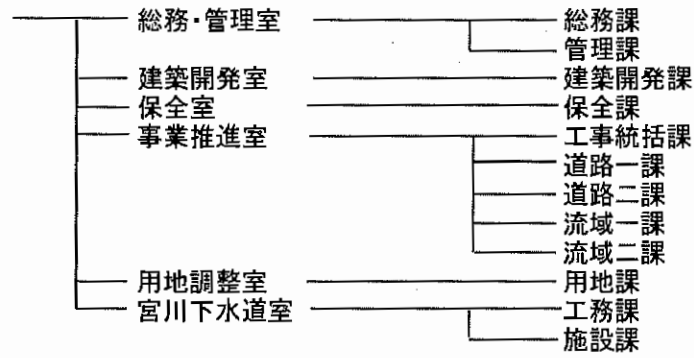
(地域機関)

<技術管理監(課長級)の設置>

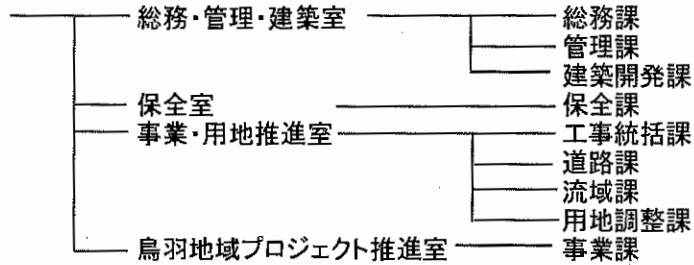
○ 事業規模の大きい3建設事務所(四日市、松阪、伊勢)に「技術管理監」を設置し、工事統括課長を兼務する。



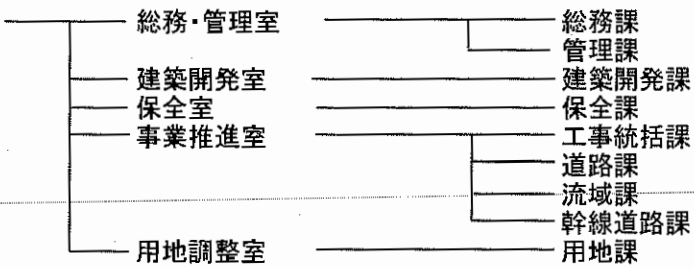
伊勢建設事務所



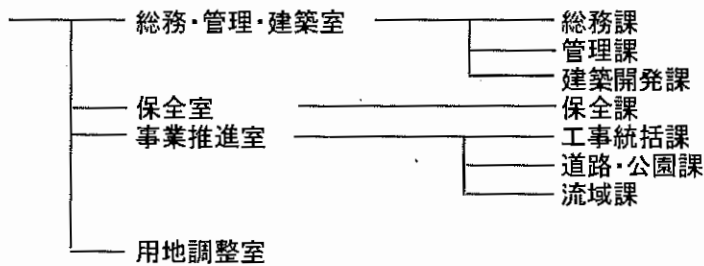
志摩建設事務所



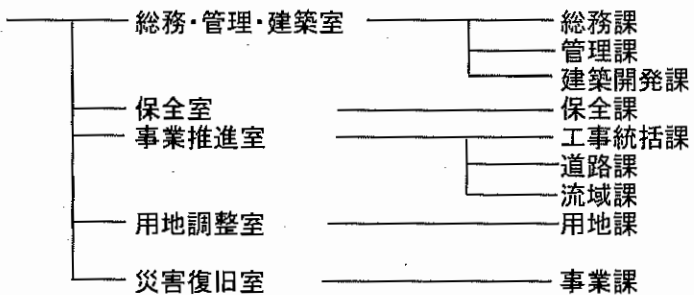
伊賀建設事務所



尾鷲建設事務所



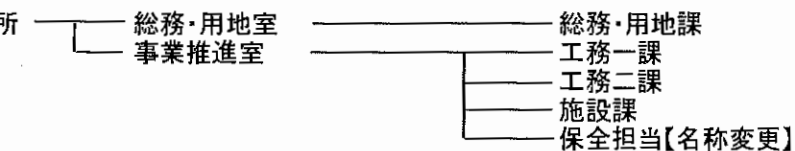
熊野建設事務所



北勢流域下水道事務所



中勢流域下水道事務所



平成26年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上＜補佐級室長含む＞）

平成26年4月1日現在

【本庁】

課名	職名	氏名	備考
	県土整備部長	土井英尚	
	副部長 (企画総務担当)	福井敏人	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	水谷優兆	
	次長 (道路整備担当)	鈴木学	
	次長 (流域整備担当)	舘敏彦	
	次長 (住まいまちづくり担当)	永納栄一	
県土整備総務課	課長	小林修博	企画総務担当
	副参事 (土地開発公社・住宅供給公社・道路公社派遣)	長谷川淳	
県土整備財務課	課長	吉岡工	
公共用地課	課長	田米千秋	
建設企画監		森茂也	
人権・危機管理監		水谷寿	
公共事業運営課	課長	加藤芳弥	公共事業総合政策担当
	副参事兼課長補佐兼班長	山本久一	
入札管理課	課長	新堂紳一郎	
建設業課	課長	山口尚茂	
道路企画課	課長	梅谷幸弘	道路整備担当
新名神推進課 (四日市市駐在)	参事兼課長	片山靖浩	
	副参事	山口剛正	
	副参事	樋口欽久	
道路建設課	課長	真弓明光	
道路管理課	参事兼課長	渡辺高司	

課名	職名	氏名	備考
河川課	課長	岡田規生	流域整備担当
	副参事	角谷英雄	
防災砂防課	課長	井戸坂威	
港湾・海岸課	課長	松枝信彦	
流域管理課	課長	鵜飼伸彦	
下水道課	課長	向井孝弘	
	副参事	石橋弘安	
施設災害対策課	課長	池山隆久	
都市政策課	課長	中嶋中	住まいまちづくり担当
景観まちづくり課	課長	長岡敏	
建築開発課	課長	古川万	
住宅課	課長	大森邦彦	
営繕課	課長	岡村佳則	
	副参事兼班長	中村定嗣	
	副参事兼班長	森道之	
建築確認審査監		尾崎幹明	
工事検査総括監		湊谷信行	工事検査担当
検査監		稲垣法重	
検査監		山川豊	
検査監		河村透	
検査監		山田純	
検査監		江藤武	
検査監		筒井正弥	

【地域機関】

事務所名	職名	氏名	備考
桑名建設事務所	所長	満 仲 朗 夫	
	副所長兼総務・管理室長	馬 場 立 巳	
	副所長兼保全室長	北 田 雅 一	
	建築開発室長	新 正 和	
	事業推進室長	中 西 良 久	
	用地調整室長	佐 藤 一 彦	
四日市建設事務所	所長	吉 田 勇	
	副所長兼総務・管理室長	石 野 和 幸	
	副所長兼保全室長	高 橋 建 二	
	建築開発室長	堀 清	
	事業推進室長	柘 植 武 志	
	プロジェクト推進室長	西 澤 浩	
	用地調整室長	伊 藤 雄 一	
	技術管理監兼工事統括課長	高 木 和 広	
鈴鹿建設事務所	所長	幸 阪 芳 和	
	副所長兼総務・管理室長	杉 本 幸 八	
	副所長兼保全室長	竹 内 一 樹	
	事業推進室長	井 上 一 夫	
	用地調整室長	宮 田 守	
津建設事務所	所長	伊 藤 清 則	
	副所長兼総務・管理室長	安 藤 広 司	
	副所長兼保全室長	東 嘉 治	
	事業推進室長	山 田 篤	
	用地調整室長	城 山 芳 人	
	君ヶ野ダム管理室長	奥 山 長	

事務所名	職名	氏名	備考
松阪建設事務所	所長	渡辺克己	
	副所長兼総務・管理室長	奥野進	
	副所長兼保全室長	片倉一典	
	建築開発室長	押越隆広	
	事業推進室長	鳴川容治	
	用地調整室長	北岡信宏	
	宮川ダム管理室長	浅田勝博	
	技術管理監兼工事統括課長	関泰弘	
伊勢建設事務所	所長	中瀬和人	
	副所長兼総務・管理室長	松林重敏	
	副所長兼保全室長	福田勝許	
	建築開発室長	安藤亨	
	事業推進室長	大江浩	
	用地調整室長	西本貢	
	宮川下水道室長	松本哲雄	
	技術管理監兼工事統括課長	佐竹元宏	
志摩建設事務所	所長	岡崎賢一	
	副所長兼総務・管理・建築室長	山本英樹	
	副所長兼保全室長	広田哲也	
	事業・用地推進室長	松本英之	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	竹内正幸	
伊賀建設事務所	所長	里宏幸	
	副所長兼総務・管理室長	服部克哉	
	副所長兼保全室長	岩崎彰	
	建築開発室長	小川敬史	
	事業推進室長	城本典洋	
	用地調整室長	新居紀和	

事務所名	職名	氏名	備考
尾鷲建設事務所	所長	中野伸也	
	副所長兼総務・管理・建築室長	大西宏明	
	副所長兼保全室長	倉田正明	
	事業推進室長	東幸伸	
	用地調整室長	森川訓吉	
熊野建設事務所	所長	青木節夫	
	副所長兼総務・管理・建築室長	篠田和晃	
	副所長兼保全室長	森伸生	
	事業推進室長	梅川幸彦	
	用地調整室長	中村彰良	
	災害復旧室長	大川義摩	
北勢流域下水道事務所	所長	服部喜幸	
	副所長兼総務・用地室長	福田直之	
	副所長兼事業推進室長	藤井穰	
中勢流域下水道事務所	所長	堀江俊光	
	副所長兼総務・用地室長	河村哲史	
	副所長兼事業推進室長	久保拓也	

平成26年度当初予算

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

近い将来、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が危惧されるとともに、近年、異常気象に伴う風水害が多発していることから、自然災害に備える基盤施設の整備等の取組をさらに進める必要があります。また、県内の産業集積地や観光地などにおいて交通渋滞が頻発していることから、地域を支える幹線道路等の整備が求められています。これらの状況をふまえ、県民の皆さんの安全・安心の確保に向けて地震・津波、洪水、土砂災害等の対策を進めるとともに、安心と活力を生み出す道路網、港湾の整備や快適な住まいまちづくりに取り組めます。

また、これまで整備してきた公共土木施設の老朽化が進むなか、県民の安全・安心を確保するため、平成25年から実施している公共土木施設の緊急点検を平成26年度に完了するとともに、緊急修繕を実施します。あわせて、予防保全が必要な施設の長寿命化計画策定と計画的な修繕・更新に取り組めます。さらに、紀伊半島大水害及び平成25年に発生した台風18号等において被災した施設の復旧はもとより、再度の災害等に備え、河川堆積土砂の撤去を含めた治水対策を進めるとともに、地域の安全・安心の確保に重要な役割を担う建設業の活性化に向けた取組を進めます。

なお、これらの取組を進めるにあたっては、国の経済対策に係る平成25年度補正予算と組み合わせ、三重県経営方針に沿って次の取組に注力するなど、選択と集中を図りながら事業の推進に努めていきます。

(1) 自然災害から命を守るための緊急基盤整備

①激化する異常気象に対応する基盤施設等の緊急整備

緊急性の高い河川・砂防施設の整備等

②迫りくる地震・津波に対応する基盤施設等の緊急整備

海岸や河口部の既存施設における脆弱箇所の補強や耐震対策の実施等

③災害対応力の強化に向けた体制整備

大規模地震・津波に際して道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備等

④建築物の耐震化促進

木造住宅や不特定多数が利用する大規模建築物等に対する耐震診断・耐震改修等の支援

(2) 命と地域を支える道路網の整備

①命を支える道づくりの推進

緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う幹線道路の整備等

②地域を支える道づくりの推進

地域の力を活かした三重づくりを支える基盤となる幹線道路の整備等

③緊急輸送道路整備の推進

災害時に人員や物資などの交通（輸送）を確保するための緊急輸送道路の整備

(3) 公共土木施設の着実な維持管理の推進

緊急点検の平成 26 年度完了に向けた取組と、緊急修繕等

(4) 災害復旧及び大規模水害等に備えた治水対策の推進（紀伊半島大水害、平成 25 年台風 18 号）

被災施設の復旧、再度の災害等に備えた治水対策の推進、治水上支障となっている河川堆積土砂の撤去等

(5) 技術力を持ち地域に貢献できる建設業の活性化

地域の安全・安心や雇用を支える建設業の活性化への支援

2. 主な重点項目

(1) 自然災害から命を守るための緊急基盤整備

① 激化する異常気象に対応する基盤施設等の緊急整備【緊急課題解決 1】

○緊急河川改修事業

予算額 825,000千円

洪水被害の防止、軽減を図るため、治水上支障となっている水門等の改修や河川堆積土砂の撤去を進めます。

○災害時要援護者関連施設対策事業

予算額 310,410千円

土砂災害危険箇所に立地する災害時要援護者関連施設（病院、老人ホーム等）を保全するため、砂防堰堤等の砂防施設の整備を進めます。

○水防情報提供事業

予算額 113,700千円

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、人的被害の軽減を図るため、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成や、市町による避難情報発出の参考となる水位情報等の提供を進めます。

② 迫りくる地震・津波に対応する基盤施設等の緊急整備【緊急課題解決 1】

○河川施設緊急地震・津波対策事業

予算額 722,000千円

津波浸水予測区域内の河川堤防における脆弱箇所（183 箇所）について、緊急に補強を行うとともに、河川改修に合わせた耐震対策を行います。また、河口部に設置されている大型水門・排水機場について、耐震対策を進めます。

○海岸保全施設緊急地震・津波対策事業

予算額 1,804,700千円

海岸堤防において緊急に補強が必要な脆弱箇所（200 箇所）については、対策を重点的に実施し、「みえ県民カビジョン・行動計画」の目標より 1 年早い平成 26 年度に完了できるよう取り組みます。また、耐震対策（堤防の液状化対策）を進めます。

○急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業

予算額 315,640千円

津波浸水予測区域内の土砂災害危険箇所において、避難地・避難路を保全するため、擁壁等の急傾斜施設の整備を進めます。

③災害対応力の強化に向けた体制整備【緊急課題解決1】

○道路啓開対策事業 予算額 540,000千円

大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びリダンダンシーの確保が困難な箇所の道路構造強化など、道路啓開（緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること）を迅速に展開できる態勢の整備を進めます。

④建築物の耐震化促進【緊急課題解決1】

○待ったなし！耐震化プロジェクト

予算額 180,060千円

地震による被害を軽減させるため、木造住宅の耐震診断、耐震補強等を支援し、住まいやまちの安全性を高めます。

○（新）大規模建築物耐震対策促進事業

予算額 179,113千円

建築物の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、身体を保護するために、不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）に対する耐震診断及び耐震改修の支援を行います。

(2) 命と地域を支える道路網の整備

①命を支える道づくりの推進【緊急課題解決2】

○命を支える道づくり事業 予算額 2,073,334千円

県民の皆さんの命と暮らしを守るため、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路の整備促進を図るとともに、ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化に努めます。

・国道42号熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、国道42号新宮紀宝道路、国道260号錦峠 等

②地域を支える道づくりの推進【緊急課題解決2】

○地域を支える道づくり事業 予算額 12,889,527千円

集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を活かした三重づくりを支える基盤として、産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消に資する幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めます。

・新名神高速道路、東海環状自動車道、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替関連）、国道477号四日市湯の山道路、国道167号磯部バイパス、県道神戸長沢線

③緊急輸送道路整備の推進【緊急課題解決1】

○緊急輸送道路整備事業

予算額 2,624,652千円

災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進めます。

・国道260号木谷工区、国道166号田引バイパス、都市計画道路松阪公園大口線、的矢湾大橋（県道鳥羽阿児線）、大正橋（県道三雲久居線）等

(3) 公共土木施設の着実な維持管理の推進

○公共土木施設の緊急修繕と計画的な修繕・更新（一部再掲）

予算額 6,575,552千円

道路、河川、海岸、港湾等の公共土木施設の老朽化が進むなか、県民の安全・安心を確保するため、公共土木施設の緊急点検を平成26年度に完了するとともに、緊急修繕を実施します。あわせて、予防保全が必要な施設の長寿命化計画策定と計画的な修繕・更新に取り組みます。

(4) 災害復旧及び大規模水害等に備えた治水対策の推進（紀伊半島大水害、平成25年台風18号）

○被災した施設の災害復旧

予算額 2,025,150千円

紀伊半島大水害、平成25年台風18号による道路の崩壊や堤防の決壊などの被害は、住民の生活に多大な影響を及ぼしたことから、被災した施設の災害復旧を進めます。

○大規模水害等に備えた河川整備

予算額 719,750千円

紀伊半島大水害、平成25年台風18号で甚大な被害を受けた河川等について、再度災害の防止や、洪水被害の防止、軽減を図るため、河川改修を行います。

○河川堆積土砂の撤去（再掲）【緊急課題解決1】

予算額 720,000千円

河川に堆積した土砂は、風水害の発生時に被害を拡大する恐れがあることから、河川堆積土砂撤去の箇所選定の仕組みにより、市町の意見をふまえて選定した実施箇所や実施候補箇所を市町と共有しながら、土砂の撤去を進めます。

(5) 技術力を持ち地域に貢献できる建設業の活性化

○（新）地域人づくり事業（建設労働者雇用対策）（再掲）

建設業若年労働者雇用拡大推進事業

予算額 210,000千円

「三重県建設産業活性化プラン」に基づき、地域における災害時等の安全・安心や雇用を支える産業として極めて重要な役割を担っている建設業の活性化に向けて、若年者の入職促進や人材育成を支援します。

平成26年度当初予算会計別・事業別一覧表(県土整備部)

会計別総括表

(単位：千円)

区 分	平成25年度 当初予算 A	平成26年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
一 般 会 計	(92,060,498) 78,379,971	(88,651,669) 79,438,201	(96%) 101%
流域下水道事業特別会計	(11,985,280) 11,985,280	(14,025,165) 12,391,541	(117%) 103%
港湾整備事業特別会計	150,165	154,552	103%
合 計	(104,195,943) 90,515,416	(102,831,386) 91,984,294	(99%) 102%

事業別総括表(一般会計)

(単位：千円)

区 分	平成25年度 当初予算 A	平成26年度 当初予算 B	対前年度比 B/A	
公 共 事 業	国 補 公 共 事 業	(29,487,519) 21,802,070	(30,725,175) 23,329,467	(104%) 107%
	直 轄 事 業	(23,295,078) 17,300,000	(18,425,149) 16,607,500	(79%) 96%
	県 単 公 共 事 業	19,165,644	19,497,526	102%
	小 計	(71,948,241) 58,267,714	(68,647,850) 59,434,493	(95%) 102%
	受 託 公 共 事 業	517,045	585,614	113%
	災 害 復 旧 事 業	5,634,154	5,124,066	91%
	計	(78,099,440) 64,418,913	(74,357,530) 65,144,173	(95%) 101%
非 公 共 事 業	(13,961,058) 13,961,058	(14,294,139) 14,294,028	(102%) 102%	
合 計	(92,060,498) 78,379,971	(88,651,669) 79,438,201	(96%) 101%	

※ 上段()は、国の補正予算(経済対策)に係る補正予算を含む。
下段は、当初予算額

主な事業別明細表（一般会計）

（単位：千円）

区 分		平成25年度 当初予算 A	平成26年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
国 補 公 共 事 業	道 路 事 業	(17,073,856) 11,765,767	(17,039,286) 12,363,078	(100%) 105%
	河 川 砂 防 事 業	(6,542,602) 5,316,242	(7,394,790) 5,922,790	(113%) 111%
	港 湾 海 岸 事 業	(2,567,800) 2,077,800	(3,139,400) 2,215,400	(122%) 107%
	都 市 計 画 事 業	(2,644,288) 1,983,288	(2,715,273) 2,391,773	(103%) 121%
	住 宅 事 業	194,330	200,992	103%
	災 害 関 連 助 成 事 業	464,643	235,434	51%
	計	(29,487,519) 21,802,070	(30,725,175) 23,329,467	(104%) 107%
直 轄 事 業	道 路 事 業	(17,859,000) 13,859,000	(13,621,000) 12,800,000	(76%) 92%
	河 川 砂 防 事 業	(4,889,612) 3,040,000	(4,150,829) 3,240,000	(85%) 107%
	港 湾 海 岸 事 業	(377,666) 241,000	(487,500) 407,500	(129%) 169%
	公 園 事 業	(168,800) 160,000	(165,820) 160,000	(98%) 100%
	計	(23,295,078) 17,300,000	(18,425,149) 16,607,500	(79%) 96%
県 単 公 共 事 業	建 設	9,068,650	9,217,000	102%
	維 持	8,583,438	8,874,354	103%
	調 査	473,990	441,695	93%
	補 助 金 等	1,039,566	964,477	93%
	計	19,165,644	19,497,526	102%
合 計	(71,948,241) 58,267,714	(68,647,850) 59,434,493	(95%) 102%	

※ 上段（ ）は、国の補正予算（経済対策）に係る補正予算を含む。
下段は、当初予算額

三重県建設産業活性化プラン

1 策定趣旨

建設企業は、良質な社会資本の整備、災害時等の安全・安心の確保や地域の雇用の確保など、地域において重要な役割を担っています。

特に、平成23年の「紀伊半島大水害」においては道路・河川等の応急復旧や河川堆積土砂の撤去等の緊急対応に、また、紀宝町及び南伊勢町での高病原性鳥インフルエンザ発生時においては埋却作業に、地域の建設企業が不眠不休で業務に当たられ、地域の安全・安心の確保に大きく貢献しています。

しかしながら、近年の建設投資の減少に伴い受注競争が激化し、建設産業を取り巻く経営環境は非常に厳しく、その活力をなくしてきていることから、工事の品質低下への懸念、災害等の緊急対応への不安、また、地域経済への影響などの課題が顕在化しています。

こうしたことから、県では、県民が安全に安心してそれぞれの地域に住むことができる災害に強い県土をつくっていくため、平成24年3月に、建設産業の活性化に向けた取組を「三重県建設産業活性化プラン」（以下「プラン」という。）としてまとめました。

2 概要

プランでは、地域において不可欠な役割を担う建設産業の活性化を図ることをめざし、将来ビジョンとして、「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～」を掲げ、そのビジョンを実現するため、「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の3つをキーワードに、これに対応する8つの取組を盛り込んでいます。

なお、このプランは、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の期間にあわせ、平成24年度から平成27年度までの4年間で期間として取り組んでいます。

3 平成25年度取組と成果

平成25年度は、技術力の維持・向上の取組については、優良施工企業と優良技術者の表彰制度の検討を進めました。建設業協会がスキルマップを作成しました。

地域貢献の取組については、災害等の緊急時における安全・安心の確保として道路啓開訓練等の実施や、地域維持型の契約方式による維持管理体制の確保として地域維持型契約の試行を実施しました。

経営力改善の取組については、実勢を踏まえた適正な予定価格となるよう設計単価を2回通常改訂し、さらに、8月に一部地区の生コンクリート、2月に鉄筋、3月に鋼材の単価を改訂するなど6回の特別改訂等を実施しました。また、低入札調査基準価格の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げたことにより、低入札調査基準価格は、予定価格の約85%から約87%となりました。

これらの取組により、継続的な技術力の維持や優れた人材の育成、災害時の対応能力、建設業の経営基盤の向上に寄与することができました。

4 平成26年度の主な取組

平成26年度は、優良施工企業と技術者の表彰制度の実施、業者選定に企業実績評価の導入、建設業理解のための情報提供の充実、地域維持型契約方式の拡大、建設産業への若年労働者の入職促進と人材育成支援等に取り組んでいきます。

併せて、プランの最終年度である平成27年度に向けて、これまでの成果と課題について検証を行っていきます。

技術力を持ち地域に貢献できる建設業

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

(取組期間：平成24～27年度)

キーワード

技術力

—技術力の向上・承継—

地域貢献

—地域から必要とされる建設業—

経営力

—「技術力」と「地域貢献」を実現—

取組目標

工事成績評定点の平均点

H22実績 81.8点 ⇒ H27目標 83.0点

H25実績 83.2点

地域・社会貢献に取り組む業者との契約率

H22実績 88.4% ⇒ H27目標 95.0%

H25実績 97.7%

売上高経常利益率の平均値(売上高1億円以上)

H22実績 $\Delta 0.18\%$ ⇒ H27目標 $+0.20\%$

H25実績はH26年11月公表予定

取組

取組1 継続的な技術力の維持・向上

取組項目

- (1) 品質確保のための技術力向上
- (2) 技術力を持った企業の活用
- (3) 技術力を持った技術者の活用

取組2 優れた人材の確保・育成

取組項目

- (1) 新規就業者の確保
- (2) 若手技術者の育成と技術承継

取組3 受発注者間の連携強化

取組項目

- (1) 受発注者間のコミュニケーション向上
- (2) CALS/ECの推進

取組4 地域の安全・安心の確保

取組項目

- (1) 災害等の緊急対応への取組強化
- (2) 地域維持型の契約方式の導入

取組5 地域経済の活性化

取組項目

- (1) 地域雇用の確保
- (2) 地元企業からの資材購入

取組6 地域に貢献できる企業の存続

取組項目

- (1) 地域貢献活動の取組強化
- (2) 地域企業の活用推進
- (3) 不良・不適格業者等の排除

取組7 経営基盤の強化

取組項目

- (1) 経営の効率化
- (2) 経営相談・各種融資制度の活用・支援
- (3) 企業合併・連携の推進
- (4) 入札契約制度の改善

取組8 新分野進出による経営多角化

取組項目

- (1) 新分野進出の支援制度・体制の整備
- (2) 助成金等の活用促進

2-3

入札・契約制度

本県の入札・契約においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の基本理念である「価格と品質が総合的に優れた内容の契約」を実現するため、公平性、透明性及び競争性を確保しつつ、不良不適格建設業者の排除等適正化を進めています。

1 入札・契約方式

地方公共団体の契約の締結方法については、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約などがあり、政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札又は随意契約などを行うことができます。（地方自治法第234条第1項、第2項）

本県の建設工事（調査・測量・設計業務委託を除く）の主な入札契約方式は、以下のとおりです。

(1) 一般競争入札

ア 「一般競争入札」

- ・ 予定価格が20億2千万円以上の工事 <WTO対象工事（※）>
- ・ 入札に参加するには、建設業の許可、経営事項審査の受審、三重県建設工事入札参加資格者名簿への登録（入札参加時に登録がなくても開札時までに整えば良い）が必要

イ 「条件付き一般競争入札」

- ・ 予定価格が20億2千万円未満の工事 <WTO対象外工事>
- ・ 入札に参加するには、建設業の許可、経営事項審査の有効及び三重県建設工事入札参加資格者名簿の「土木一式工事」や「建築一式工事」など建設業法に示す全28の「建設工事の種類」に応じた登録が必要であり、各工事の入札で設定される地域要件、工事实績要件などを満たすことも必要

※WTO対象工事：世界貿易機関政府調達協定に基づき「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」により規定される金額（建設工事の調達契約は1,500万SDR：20億2千万円）以上が対象

(2) 指名競争入札

- ・ 予め発注者が入札参加者を指名する方式
- ・ 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合など、地方自治法施行令第167条に規定される要件に該当する場合に適用することができる

(3) 随意契約

- ・ 発注者が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定する方式
- ・ 契約の性質又は目的が競争に適さない場合など、地方自治法施行令第167条の2に規定される要件に該当する場合に適用することができる

2 予定価格

競争入札又は随意契約により契約を締結するときは、原則として契約金額の上限基準となる予定価格を設定します。

設定にあたっては、予算の範囲内で、取引の実勢価格、市場価格、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めます。（三重県会計規則第65条及び同運用方針）

なお、本県では、予定価格を探ろうとする者から発注者への不当な圧力や不正行為の防止など入札の公正性を確保する観点から、入札公告において予定価格を事前公表しています。

3 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

(1) 低入札価格調査制度

- ・この制度の適用対象工事は、落札方式が総合評価方式の工事及び競争入札審査会により制度の適用が必要と判断された工事
- ・本県の建設工事に係る低入札調査基準価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（※）が定めるモデル（以下「中央公契連モデル」という。）の計算式により算出
- ・低入札調査基準価格（予定価格の87%程度の額）未満の入札があった場合は、履行の可能性について調査を実施

※中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）：公共工事の適正な施行に寄与することを目的に、国の機関、特殊法人等で構成される連絡協議会のこと

(2) 最低制限価格制度

- ・この制度の適用対象工事は、低入札価格調査制度の対象とならない工事
- ・契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内で最低制限価格を設定したうえで、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする地方自治法施行令第167条の10に規定された制度
- ・本県の建設工事に係る最低制限価格は、中央公契連モデルの低入札価格調査基準価格を求める計算式を準用して算出

4 落札者の決定方式

(1) 最低価格落札方式

予定価格以下の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式

(2) 総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式

本県では、下請けへのしわ寄せや労働条件の悪化等を防止するため、すべての工事に低入札価格調査制度を導入

5 三重県建設工事等入札参加資格【図-1】

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、建設業の許可を受け、経営事項審査を受けるとともに、入札参加資格申請書を知事に提出し、審査で適格者であると認められ、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録される必要があります。

(1) 建設業の許可

建設業法で定める全28の「建設業」別に許可、有効期限は5年

ア 国土交通大臣許可

二以上の都道府県の区域に営業所を設けて営業しようとする事業者が取得

イ 知事の許可

一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする事業者が取得

(2) 経営事項の審査

本県発注の建設工事の入札に参加しようとする建設業の許可を持つ建設業者は、毎年定期的に許可行政庁において経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けることが必要

6 三重県建設工事発注標準【表-1】【図-2】

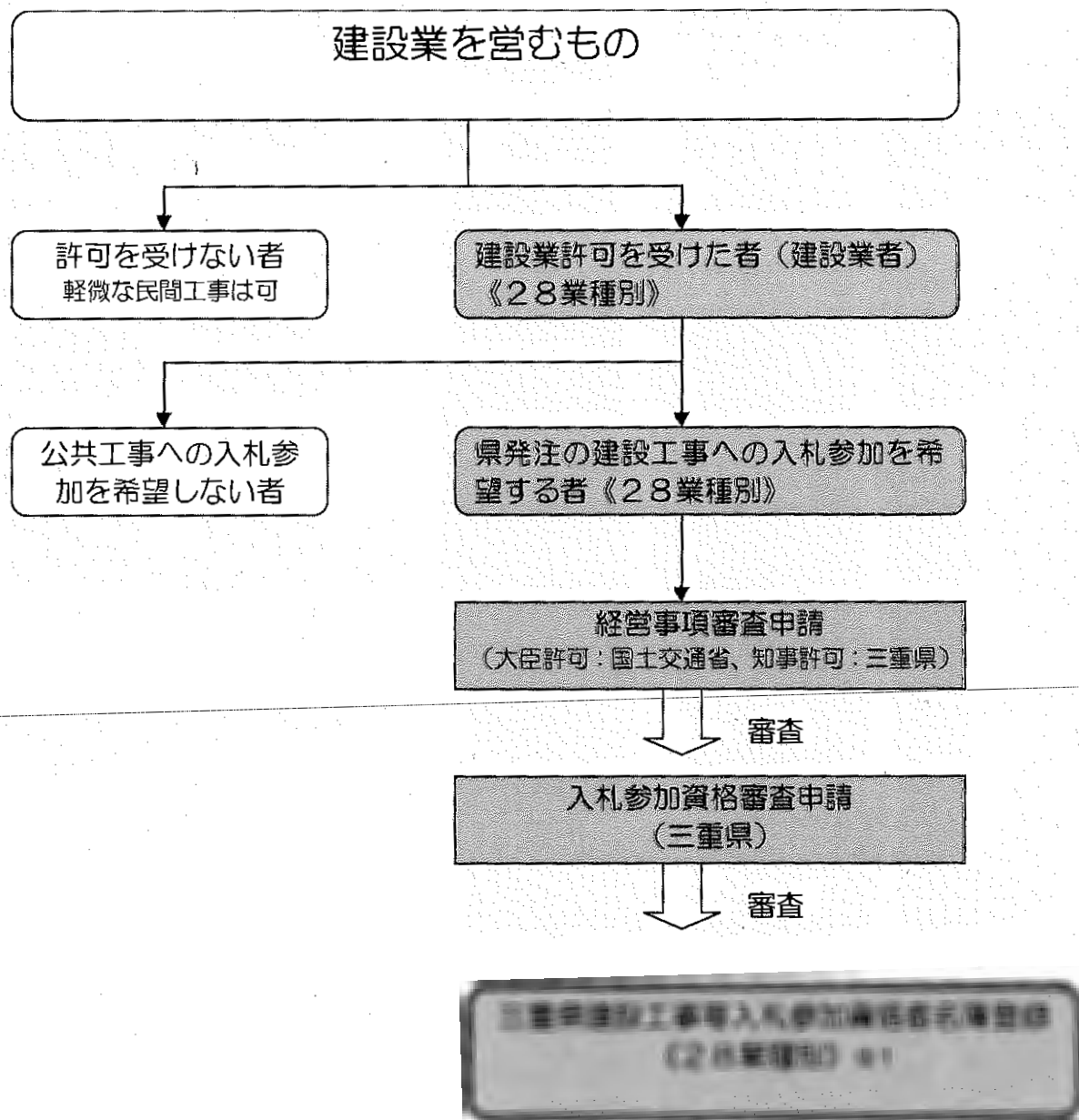
本県では、全28の「建設工事」の内、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事及び造園工事の6工事種別について、発注する工事の設計金額に応じ経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点及び1級技術者数からなる格付基準により、2～3段階の区分（ランク）に格付し、「三重県建設工事発注標準」として定めています。

また、発注方法においては、建設業協会との協議を踏まえ、機動力がある一定規模の建設企業の経営体力強化のために、それらの建設企業の公共工事の受注機会が増加するよう入札参加可能範囲を見直し、Aランク業者の単独参加下限値を7,000万円以上に引き下げるとともに、Bランク業者の単独参加領域を設定しました。

7 今後の取組

引き続き適正な競争が図られる入札参加者数が確保されるよう取り組んでいくとともに、将来の建設産業の担い手を確保するため、入札参加業者に対する社会保険加入の義務付けを検討します。

図一1 三重県建設工事等入札参加資格



※1 現在、「建設業法」の改正手続き中であり、改正後は、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設され「29業種」となる。

〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
A	3,000万円以上	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円以上 7,000万円未満	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数

※技術等評価点数＝①工事成績による点数

－②資格（指名）停止期間による点数

＋③環境マネジメントシステム導入による点数

＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数

＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

※1級技術者

一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士・技術士（建設・農業土木・水産土木・森林土木）

※公共工事の主任技術者の実績

過去5年以内に主任技術者として従事した実績

図-2 発注方法

〔土木一式工事〕

		(条件付き一般競争入札)			
一般競争入札 W T O	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 1,000点以上		管内Bランク	
	管内Aランク (特定JVを想定)		管内Aランク		管内Cランク
	県外業者 Aランク (特殊工事等JV)		参加資格要件 公共工事、同種工事、地域条件、工事成績、 配置予定技術者 等		

1,500万SDR(※) 3億円 1.5億円 7千万円 3千万円 2.5千万円 2千万円

※国際通貨基金(IMF)の特別引出権(Special Drawing Rightsの略称)

- ・参加可能業者数が少ない場合は、上位ランクが参加することができる。
また、7千万円以上1.5億円未満の工事では、県内Aランク1,000点以上の参加を考慮することができる。
- ・難易度の高い維持修繕工事などは、上位ランクによる入札とすることができる。
- ・Cランクで施工実績を求める場合は、必要に応じて県の受注実績などを考慮し、適切な設定を行うものとする。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより、発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- ・土木工事の特定JVについては別添1「土木工事における共同企業体構成の考え方」等による。
- ・上下水道の管工事を含む。

公共工事における総合評価方式

1 現状

総合評価方式は、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた評価方式であり、三重県においても同方式を試行導入しており、現在年間約1,900件の建設工事のうち約300件、年間約1,000件の測量・設計業務のうち約150件について総合評価方式を適用しています。

総合評価方式の試行の結果、工事の品質確保はもとより、地域貢献や社会貢献活動に取り組む企業の増加や、平成23年度からの「施工体制確認型総合評価方式」による低入札契約の大幅な減少など、一定の効果が出てきています。

しかしながら、総合評価方式の入札に参加した建設業者へのアンケート等では、次の要望が出されています。

- ・事務手続きにかかる負担の軽減
- ・評価項目や評価基準の改善
- ・技術提案やヒアリングの審査・評価の公正性・透明性の向上

このことから、発注者（県）と受注者（建設業者）で構成する検討会を設置し、見直しを進めています。

2 見直しの方向性

- ① 事務負担の軽減
- ② 工事内容などに応じたタイプ選定
- ③ 地域状況に応じた評価
- ④ 企業の技術力を重視
- ⑤ 社会貢献度についての負担軽減
- ⑥ 審査・評価の透明性の向上

3 主な見直し内容案

- ① 事務の手続き
 - ・地域、企業、技術者要件などの客観評価のみで評価するタイプの適用範囲を拡大

- ・技術提案の項目数を、1テーマあたり5項目から3項目に削減
- ・落札候補者のみ客観評価項目の申告内容について詳細確認を行う事後審査方式を導入

② 評価項目、評価基準

- ・評価の目的などに応じて評価項目を再整理
- ・小規模業務委託や雪氷対策業務委託は、地域状況などに応じて評価
- ・社会貢献度の評価項目は現況を維持し、企業の過度な負担に考慮
- ・技術者の工事实績の評価割合を軽減し、企業の施工能力を重視するため、企業の工事实績を評価項目に追加

③ 審査・評価

- ・技術提案の評価結果について、請求に応じ項目ごとの点数を通知
- ・地域状況や現場特性などをより反映できる審査・評価体制に移行
- ・技術提案などの評価に対し、地域・企業・技術者要件などの評価の割合を重視
- ・審査・評価の公正性・透明性の向上のため、ヒアリングの評価視点を「業務への取組姿勢及び応答性」から「工事監理能力の確認」に変更

4 今後の取組

総合評価方式については、見直し内容案に基づく試行を実施し、工事の品質確保と評価の公正性、透明性の向上など企業選定の適正化と入札事務の軽減のため、その試行状況の検証を行うことにより、制度の改善と適切な運用に取り組んでいきます。

総合評価方式【簡易型 一般的な土木一式工事】の平成26年6月からの試行(案)について

【現行】

【見直し案を踏まえた試行(案)(平成26年6月版)】

大項目	中項目	小項目	標準的な配点		
地域要件	本店等所在地	管内業者等	10	10	
企業要件	地域貢献度	雪氷対策元請実績	5	70	
		小規模業務委託元請実績	5		
		公共施設美化活動実績	3		
		災害協定の評価	3		
	社会貢献度	次世代育成支援活動実績	3		
		男女共同参画活動実績	3		
		障がい者雇用実績	3		
	県内企業による施工	5			
	工事実績	評価対象工事の実績			
	工事成績	格付けに係る平均工事成績	20		
ISO等 認証取得	ISO9000S、ISO14001、 M-EMSの有無	5			
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5			
手持ち工事量	契約中の公共工事と 1級技術者の数の比率	10			
技術者要件	配置予定 技術者の 工事実績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	20	20	
技術力要件	技術提案	発注者が指定するテーマ について 施工上留意すべき課題と対策	60	100	
	ヒアリング	業務への取組姿勢 及び応答性	40		

(標準点 1,000点) + 加算点 200点

200

大項目	中項目	小項目	標準的な配点(案)		備考	
企業 の 能 力 等	地域精進度	本店等所在地	10	10	平成26年9月1日から適用予定	
		施工箇所地域 における工事実績	—			
	地域貢献度	雪氷対策元請実績	5	16		
		小規模業務委託元請実績	5			
		公共施設美化活動実績	3			
		災害協定の評価	3			
	社会 貢献度	社会貢献度	次世代育成支援活動実績	10		10
			男女共同参画活動実績			
			障がい者雇用実績			
			環境マネジメントシステム の認証 (ISO14001、M-EMS)			
県内企業による施工			5		5	
企業 の 技 術 力 等	工事実績	評価対象工事の実績	20	48		
		工事成績	格付けに係る平均工事成績		20	
		品質マネジメント	品質マネジメントシステム の認証 (ISO9000S)		3	
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証		5	
		手持ち工事量	契約中の公共工事と 1級技術者の数の比率		10	10
技術者の 能力	技術者の 能力	配置予定技術者の 工事実績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	20	25	
		資格保有状況	1級・2級土木施工管理技士の 資格	25		
		継続学習制度 (CPD)	継続学習制度の単位取得状況	5		
技術 提案 等	技術提案	発注者が指定するテーマ について 施工上留意すべき課題と対策 または、 施工上留意すべき課題	36	56	平成26年9月1日から配点を36点 から60点に変更予定 【適用項目】 ・1テーマあたり3項目、提案を求める 項目内容を全て明示 ・項目毎配点を項目の重要度等に応 じて設定し明示 ・請求に応じ項目毎の結果(点数)を 通知 【引き続き検討する項目】 ・項目毎に3段階評価	
	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	20	56	【適用項目】 ・「工事内容」等に応じて、発注機関が 「実施の有無」「配点」を設定 【引き続き検討する項目】 ・3段階評価	

(標準点 1,000点) + 加算点(換算なし)

180

三重県公共事業評価制度

1 概要

本県では、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施するため、事前・事中・事後の各評価システムを一体的に機能させた評価サイクルを構築しています。

(1) 事前評価

平成14年度予算編成から「公共事業事前評価システム」を導入し、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図るために、事業実施前に公共事業の必要性とその効果について客観的な評価を行い、公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図っています。

(2) 事中評価

平成10年度から「公共事業再評価システム」を導入し、事業着手後一定期間を経過した事業等を対象に、事業継続の適否を評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、事業継続の適否を決定しています。

(3) 事後評価

平成15年度から「公共事業事後評価システム」を導入し、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業の効果や周辺環境への影響等を確認し、評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、今後実施する事業の計画又は実施中の事業への反映に努めています。

2 今後の進め方

(1) 事前評価

平成26年度は、事業実施予定箇所467箇所について評価を実施し、事業実施の妥当性を確認しました。

(2) 事中評価

平成25年度は、河川事業、林道事業など23事業の評価を実施し、委員会の審議を受け事業継続が了承されました。平成26年度は、河川事業、林道事業など9事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

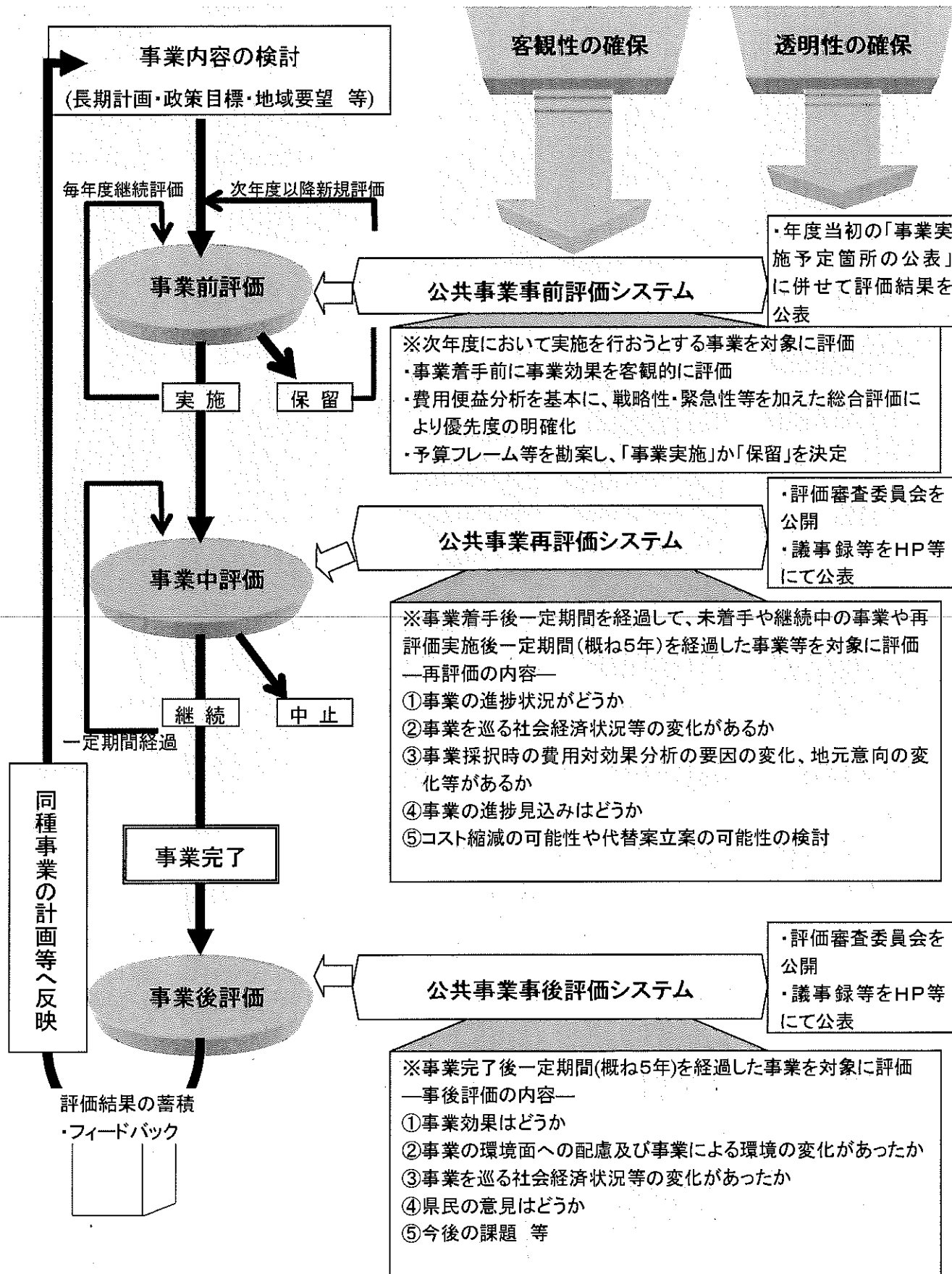
(3) 事後評価

平成25年度は、道路事業など6事業の評価を実施し、委員会の審議を受け事業の妥当性が認められました。平成26年度は、砂防事業など10事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

なお、今年度は、事中・事後評価に関して、延べ5回の三重県公共事業評価審査委員会を開催する予定です。

三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価サイクル



幹線道路網（高速道路網・直轄国道）の整備

1 現 状

（１）県の取組方針

県内の幹線道路網の整備は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで慢性的な交通渋滞が発生し、南部地域では集中豪雨等により国道42号などの道路が寸断され地域が孤立するなど、県民生活に大きな支障を来たしています。平成27年度に一部供用開始予定の新名神高速道路や東海環状自動車道などを中心に、国や中日本高速道路株式会社などと協力し、県内の幹線道路網の早期供用に向け整備を推進しています。

主な事業路線

- ・新名神高速道路（四日市JCT～亀山西JCT（仮称））
- ・熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（尾鷲北IC～尾鷲南IC）
- ・熊野道路（熊野大泊IC～熊野IC（仮称））
- ・新宮紀宝道路（紀宝IC（仮称）～新宮北IC（仮称））
- ・東海環状自動車道（四日市北JCT（仮称）～岐阜県境）
- ・国道 1号 北勢バイパス、関バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）
- ・国道 23号 中勢バイパス
- ・国道 25号 名阪国道
- ・国道 42号 松阪多気バイパス
- ・国道258号 大桑道路
- ・国道260号 錦峠

（２）平成26年度を取組

交通需要への対応と交通渋滞の解消、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進を図るとともに、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進めます。

また、紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、「新たな命の道」として、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、新宮紀宝道路及び熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間（熊野IC（仮称）～紀宝IC（仮称））の早期事業化に向けた取組を進めます。

2 課題・問題点

- （１）集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を活かした三重づくりを支える基盤として、交通渋滞の解消に向けた幹線道路網の整備が必要です。
- （２）大規模地震や集中豪雨等による孤立を防ぐとともに、東日本大震災を受け、ひとたび災害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興の基盤となる幹線道路の整備を重点的に進めることが求められています。

3 対応方針

- (1) 産業・観光などの広域的な交流や、効率的な物流による県内外との連携を深めるため、幹線道路網の整備を推進していきます。
- (2) 緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う幹線道路ネットワークの形成を推進していきます。

(3) 整備の考え方

① 平成25年度まで

式年遷宮を契機とした交流・連携を広げ、地域を結ぶ道づくりに向けた幹線道路整備を重点的に進め、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、紀宝バイパスは25年度までに全線供用しました。

② 平成27年度まで（みえ県民カビジョン・行動計画の目標期間）

伊勢湾岸自動車道へ接続する新名神高速道路の四日市JCTから四日市北JCT（仮称）間、東海環状自動車道の四日市北JCT（仮称）から東員IC（仮称）間、錦峠の全線、北勢バイパスの四日市市内の一部及び中勢バイパスの津市内の一部の供用開始をめざします。

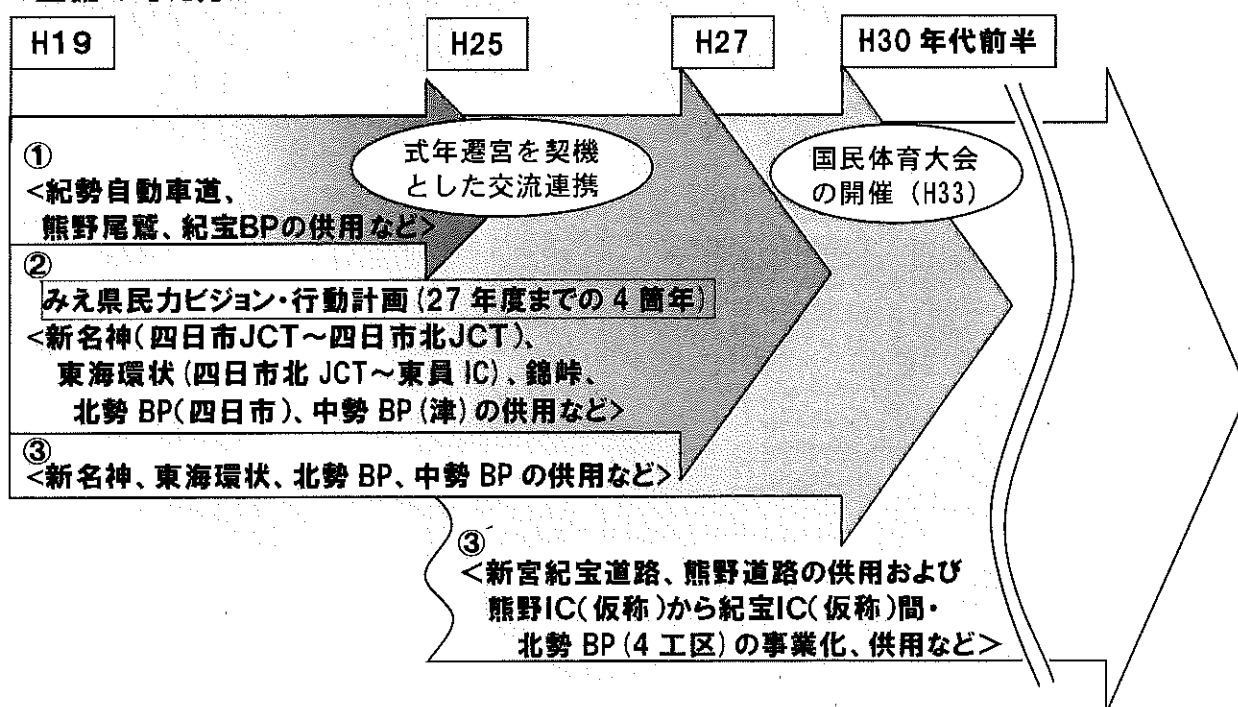
③ 平成28年度以降

第76回国民体育大会（平成33年）が開催される予定であり、新名神高速道路の県内区間全線（平成30年度供用開始予定）と東海環状自動車道の西回り区間（平成32年度供用開始予定）の供用開始について、一日でも早く実現できるように国などに働きかけ整備促進を図っていきます。

さらに、北勢バイパス及び中勢バイパスの現在の事業化区間が、30年代前半までに全線で暫定供用できるよう、整備促進を図っていきます。

③ 新宮紀宝道路、熊野道路等の早期供用をめざすとともに、熊野IC（仮称）から紀宝IC（仮称）間や北勢バイパスの4工区（国道1号～中勢バイパス）などの未事業化区間の早期事業化、供用開始をめざします。

<整備の考え方>



①東海環状自動車道（東員町長深地内）



④北勢バイパス（四日市市垂坂町地内）



②新名神高速道路（四日市市小牧町地内）

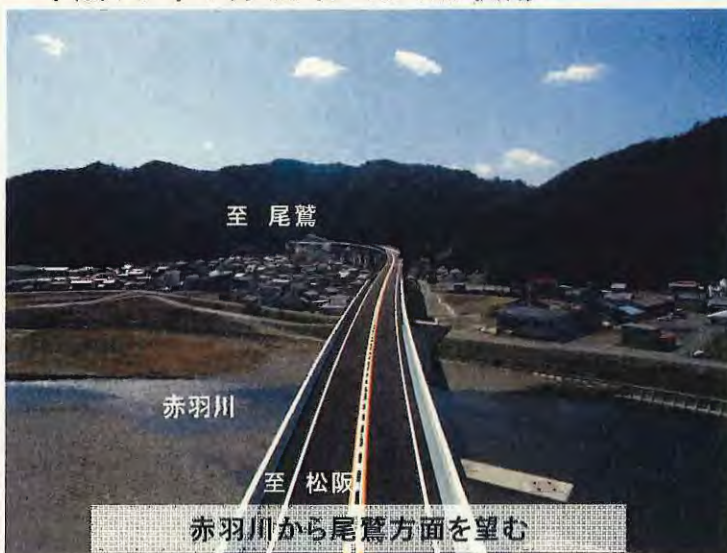


⑤中勢バイパス（津市高茶屋小森町地内）



③紀勢自動車道（紀北町内）

紀伊長島IC-海山IC
平成26年3月30日 15.1km 供用



県管理道路の整備

1 現 状

県管理道路の整備については、平成15年度に策定・公表した「新道路整備戦略」に基づき、計画的に整備を推進してきました。

県管理の国道、県道の道路改良率は、平成25年4月現在、73.4%となっており、これは全国平均（81.7%）に比べ8.3%低く、全国順位も39位と下位となっています。

道路整備に対する県民の期待は依然として高く、県としても道路整備への幅広いニーズに応えるため、「新道路整備戦略」に代わり、今後の県管理道路の整備の方向性を示した「道路整備方針」を平成23年6月に策定・公表しました。

「道路整備方針」では、これまでの抜本的な改良（2車線整備）に加え、部分的な改良などの柔軟な整備手法（車がすれ違うための待避所等を設置）を取り入れています。

2 課題・問題点

- (1) 県内の道路整備の状況は道半ばであり、県民ニーズに応えるために、事業中箇所¹の整備推進や新規箇所²の事業化に必要な道路予算を確保する必要があります。
- (2) 南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生に対応するため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進める必要があります。
- (3) 第76回国民体育大会（平成33年）の開催にあたり、参加選手団等大会関係者や県内外からの観客等の利便性・安全性の向上を図るため、会場へのアクセスを向上させる道路整備について、国や市町等と連携し準備・検討を進める必要があります。

3 対応方針

- (1) 「平成26年度道路事業計画」に基づき、事業中箇所¹の整備推進や新規箇所²の事業化に必要な道路予算を確保し、引き続き県管理道路の整備を進めていきます。
- (2) 大規模災害からの県民の命と暮らしを守るとともに、高規格幹線道路、直轄国道と一体となった道路ネットワークを構築するため、引き続き緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進めていきます。
- (3) 平成25年度から平成29年度にかけて、各市町において競技会場が選定されることから、地域連携部国体準備課と協議等を進めるとともに、整備が必要な箇所（路線）の検討・整備を進めていきます。

一般国道477号四日市湯の山道路(四日市市～菟野町)
高角IC～県道四日市菟野大安線(通称:ミルクロード)
(平成26年5月24日 4.4km供用)



一般国道260号 木谷パイパス(志摩市～南伊勢町)
仮称:木谷トンネル L=433m



一般国道167号第二伊勢道路(鳥羽市～伊勢市)
(平成25年9月14日 7.6km供用)



一般県道鳥羽阿児線(的矢湾大橋)耐震対策事業(志摩市)



道路の維持管理

1 現状

県民の安全・安心を確保するため、公共土木施設の適正な維持管理や交通安全対策は非常に重要です。

公共土木施設については、毎年新たに整備される施設に加え、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に建設された橋梁等の施設が今後一斉に更新・修繕の時期を迎えます。平成24年12月には中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故が発生するなど、近年老朽化した道路施設の損傷による事故が増加しています。平成26年7月1日から、橋梁・トンネル等の定期点検が義務化され、これまで以上に適切な維持管理が求められています。

また、他県では通学中の児童等に自動車が入り込むなど重大な交通事故が相次いで発生しており、本県でも通学中の児童等の安全確保が喫緊の課題となっています。

2 課題・問題点

道路施設の損傷による事故を未然に防止するために、施設の現状を的確に把握するとともに、将来の補修量を予測した計画的な事業の執行に努め、いっそう効果的、効率的な維持管理を進める必要があります。さらに、通学中の児童等の安全確保を図るために、緊急合同点検結果をうけた要対策箇所の対策を進める必要があります。

また、住民参加型の維持管理である各種美化ボランティアや、地域の自治会等に除草業務を委託する事業を推進することも重要です。

3 対応方針

公共土木施設維持管理費の予算確保に努めています。今後も厳しい状況ではありますが、ソフト対策も含め、きめ細かな管理・修繕を実施していきます。

(1) 道路施設の着実な維持管理

- ① 道路舗装については、適切に維持管理するため、平成24年度に「三重県道路舗装維持管理基本計画」を策定し、この計画に基づき将来の舗装補修費用を予測した計画的な予算の確保および効率的な舗装修繕を実施していきます。
- ② 橋梁修繕については、平成18年度から継続している橋梁点検に加え、平成22年度に橋長15m以上、平成23年度に橋長15m未満の橋梁を対象とした「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、この計画に基づき予防的な修繕等を実施し、維持管理コストの最小化と施設の長寿命化を図っていきます。
- ③ 老朽化した道路施設については、適切に維持管理するとともに、道路利用者の安全・安心を確保するため、トンネル等の詳細な点検を平成26年度に完了するとともに、その結果をふまえた対策を進めていきます。

また、予防保全が必要な施設の長寿命化修繕計画を策定し、効率的な維持管理を推進していきます。

- ④ 国・県・市町等の道路管理者が参画し、平成26年3月18日に設立した「三重県道路インフラメンテナンス協議会」において、意見調整・情報共有を行い、点検や修繕計画等について連携・協力し、市町への支援など道路インフラの予防保全・老朽化対策体制の強化を図っていきます。
- ⑤ 交通安全対策については、平成24年度に実施した緊急合同点検結果をふまえ、防護柵やラバーボール等の簡易対策を地域との協議のうえ実施し、通学中の児童等の安全確保を図っていきます。

(2) 住民参加型の維持管理（道路管理課、流域管理課、都市政策課共管）

本県では、「住民参加型の維持管理」を推進しており、ボランティア活動の拡大及び道路、河川、公園等の愛護意識の高揚を図るため、地域住民の方々により構成された団体に、活動するうえで必要な物品等を提供しているところです。また、草刈りについては、自治会等と委託契約を結び、活動の支援も実施しています。

さらに、平成22年度からは支援対象範囲を拡大するとともに、美化ボランティアにおける助成物品を増やすなど、制度の充実も図っています。

これらの支援を継続した結果、平成25年度の参加団体数は894団体となっています。

今後も、住民参加型の維持管理を推進していきます。